

普通免許状の出願に必要な書類一覧

担当課：教育庁教職員課人事企画班(免許担当) 連絡先TEL：083-933-4550

区分	教育職員免許法の条項	申請する免許状の種類	提出書類等	提出書類等の名称
授与	大学又は教員養成機関を卒業して申請する場合	法第5条別表第1	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	専修免許状の場合 (1)、(4)、(5)、(7)、(13)、(17) 一種、二種免許状の場合 (1)、(4)、(5)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要
			特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)、(4)、(5)、(7)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要
	教員資格認定試験に合格して申請する場合	法第5条別表第2	養護教諭(専修、一種、二種)	大学等を卒業の場合 (1)、(4)、(5)、(13)、(17) ※ 教職経験年数により、教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(7)(10)も必要 保健師又は看護師の免許を受け、養護教諭養成機関に在学した場合 (1)、(4)、(5)、(8)、(13)、(17)
			栄養教諭(専修、一種、二種)	(1)、(4)、(5)、(9)、(13)、(17)
検定授与	在職年数と単位修得により上級免許状等を申請する場合	法第16条の2 法第16条の4 法第17条	教員資格認定試験が実施される校種・教科の免許状	(1)、(6)、(13)、(17)
		法第6条別表第3	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 4年制大学の卒業者で二種免許状を有する者が、施行規則の規定により在職年数と単位の通減を受け、一種免許状の申請をする場合は(4)も必要
		法第6条別表第5	中学校教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	単位の修得を必要とする場合 (1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) 単位の修得を必要としない場合 (実地が会社の場合は(10)は(14)) (1)、(2)、(3)、(4)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)
		法第6条別表第6	養護教諭(専修、一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 看護師免許証を有する者が二種免許状を申請する場合には(8)も必要
		法第6条別表第6の2	栄養教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 管理栄養士免許証を有する者が一種免許状を申請する場合には(9)も必要
		法第6条別表第7	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)
		法第6条別表第8	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(二種)、高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)
	他教科の免許状を申請する場合	法第6条別表第4	中学校教諭(専修、一種、二種) 高等学校教諭(専修、一種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(11)、(12)、(13)、(17)
	在職年数と単位修得により申請する場合	法附則第9項	高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 実地の経験を基礎資格とする場合は(14)も必要
		法附則第17項	栄養教諭(一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17) ※ 教諭又は養護教諭の免許状を基礎資格とする場合は(7)も必要 ※ 特別非常勤講師経験により、栄養教育実習の単位を他の教職の単位に振り替える場合は(10)が別に必要
		法附則第18項	幼稚園教諭(一種、二種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(16)、(17) ※(7)については、所有している場合のみ必要
領域追加	15年以上の在職年数により上級免許状を申請する場合	昭63改正法附則第10項	小学校教諭、中学校教諭、幼稚園教諭(一種)、高等学校教諭(専修)養護教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)
	電波法又は船舶職員法の規定による資格等により申請する場合	施行法第2条第1項の表20の2又は20の4	中学校教諭(二種) 高等学校教諭(一種)	(1)、(2)、(3)、(4)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)
領域追加	特別支援学校教諭免許状に大学で単位を修得して領域を追加する場合	法第5条の2第3項	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)の2)、(5)、(13)、(17)、特別支援学校教諭免許状又は盲・聾・養護学校教諭免許状の原本
	特別支援学校教諭免許状に領域を検定により追加する場合(認定講習等で単位を修得)	法第5条の2第3項又は法第18条第2項準用同条第1項	特別支援学校教諭(専修、一種、二種)	(1)の2)、(2)、(3)、(5)、(10)、(11)、(12)、(13)、(17)、特別支援学校教諭免許状又は盲・聾・養護学校教諭免許状の原本